

振替有価証券管理約款 新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
<p>(解約等) 第 52 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替有価証券を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤お客様が第 58 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</p> <p>⑥お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑦お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑧お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(この約款の変更) 第 58 条 この約款は、法令の変更、監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(解約等) 第 52 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替有価証券を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ (削除)</p> <p>⑥お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑦お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑧お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p>(この約款の変更) 第 58 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>